

# 第3回 義援金配分割合決定委員会議事次第

平成23年12月8日(木)

10:00~11:00

於 日本自転車会館

## 1 開会

## 2. 議事

(1) 義援金の配付状況

(2) 10月以降に寄せられた義援金の状況

(3) 今後の被災都道府県への義援金の配分について

(4) その他

## 3. 閉会

### 【配布資料】

資料1：9月末までに寄せられた義援金の配付状況

資料2：10月以降に寄せられた義援金の状況

資料3：今後の義援金の配分の考え方(案)

資料4：福島県からの要請について

資料5：日本政府を通じた東日本大震災義援金

参考資料1：震災孤児・遺児に対する基金の設置状況

参考資料2：福島県からの配分委員会への要望書

参考資料3：内閣府義援金に係る配分委員会通知

参考資料4：義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金

9月30日までに受け付けた義援金の配付状況(H23. 12. 2現在)

募金総額 (A)	配分				配付件数 (件)
	都道府県への送金額(B)	市町村への送金額(C)	被災者への配付額(D)		
	対・募金総額 B/A	対・都道府県送金 C/B	対・市町村送金 D/C		
3281億円	1次	1044億円	1031億円	972億円	372,956
		31.8%	98.8%	94.3%	
	2次	2043億円	1822億円	1657億円	588,681
		62.3%	89.2%	90.9%	
	合計	3087億円	2853億円	2629億円	961,637
		94.1%	92.4%	92.1%	

# 義 援 金 配 付 状 況

日本赤十字社等義援金 3,281億円(9月30日までの受付分)

(平成23年12月2日現在)

	日赤等からの送金額(A)	市町村への送金額(B)	被災者への配付額(C)	配付率(C/B)
北 海 道	943万円	943万円	943万円	100.0%
青 森 県	7億573万円	7億573万円	6億8521万円	97.1%
岩 手 県	319億4231万円	309億8089万円	284億6153万円	91.9%
宮 城 県	1492億9570万円	1317億2451万円	1236億3175万円	93.9%
山 形 県	789万円	789万円	789万円	100.0%
福 島 県	1020億2867万円	1001億7803万円	908億6184万円	90.7%
茨 城 県	152億9944万円	139億4748万円	126億0250万円	90.4%
栃 木 県	19億4974万円	17億317万円	15億2688万円	89.6%
群 馬 県	474万円	408万円	408万円	100.0%
埼 玉 県	1億4163万円	1億3951万円	1億3846万円	99.2%
東 京 都	2億698万円	1億8120万円	1億6880万円	93.2%
千 葉 県	67億225万円	53億5197万円	44億9120万円	83.9%
神 奈 川 県	1億114万円	1億114万円	7105万円	70.2%
新 潟 県	1億7643万円	1億7630万円	1億4112万円	80.0%
長 野 県	1億2949万円	1億2949万円	1億2949万円	100.0%
合 計	3087億157万円	2853億4082万円	2629億3123万円	92.1%

# 10月以降に寄せられた義援金について

○受付期間

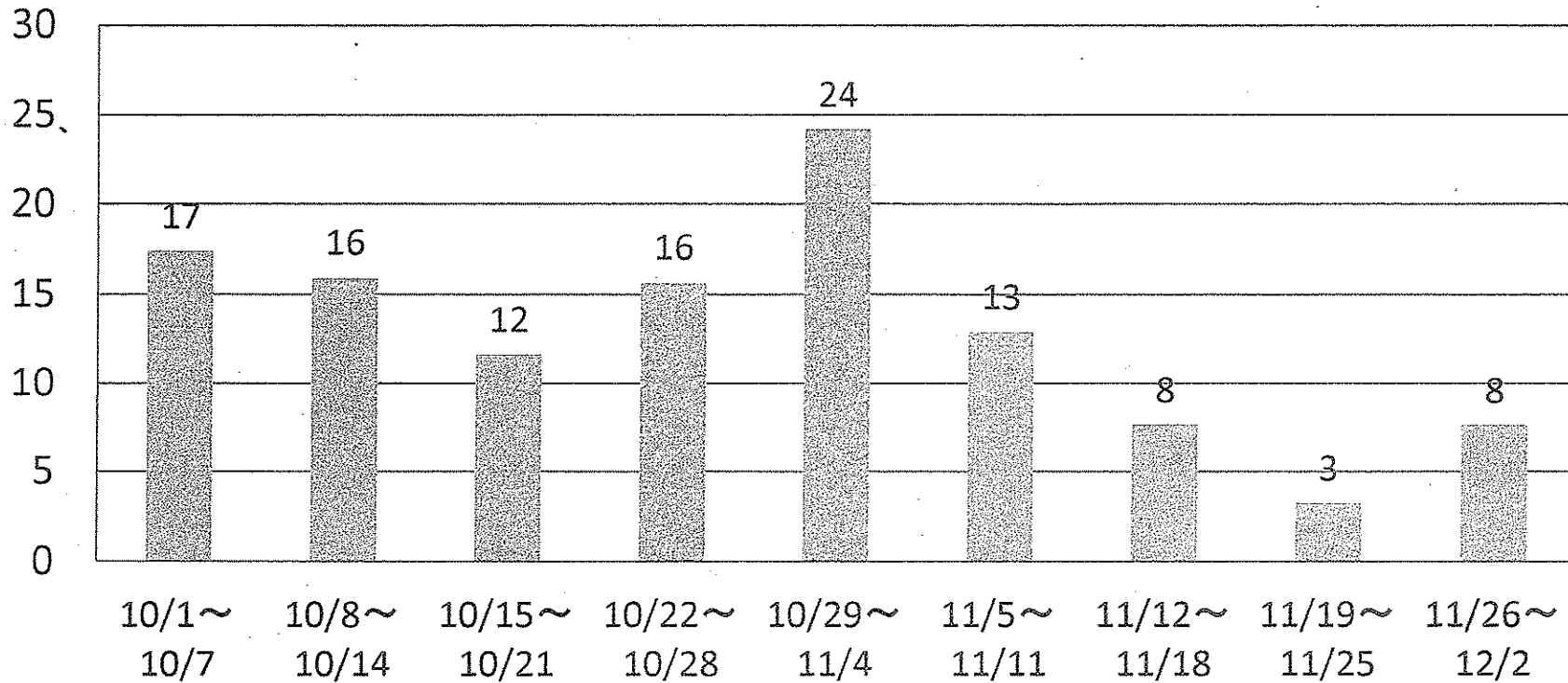
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで延長

○受付額

116億円(12月2日現在)

(億円)

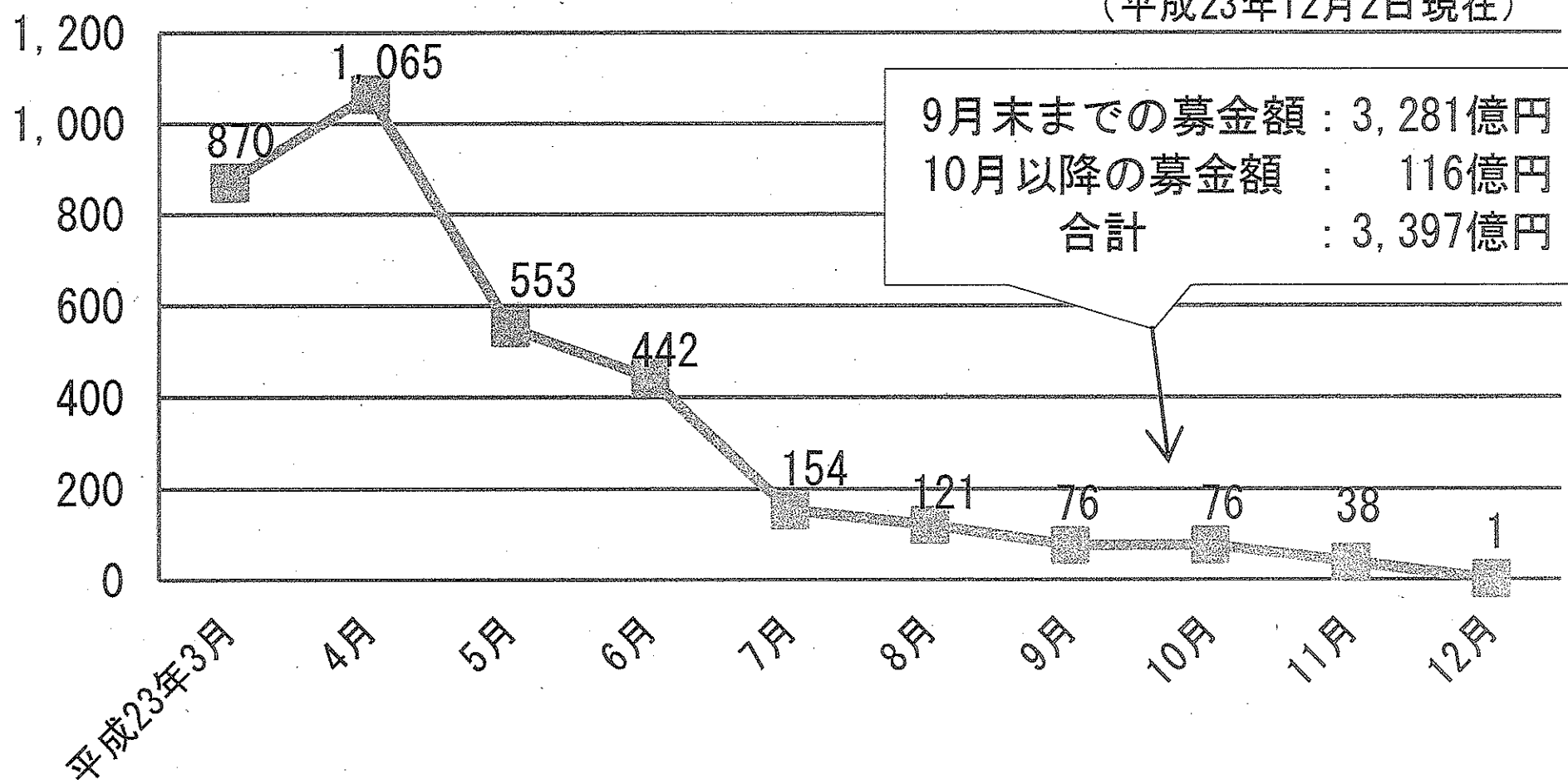
各週毎の義援金受付額



# 義援金の各月の受付額

(平成23年12月2日現在)

(億円)



## 今後の義援金の配分の考え方（案）

## 【9月30日までの受付分】

- ・現在の被害指標により、第2次配分の配分ルール（死亡・行方不明者、全・半壊戸数、原発避難関係世帯数を便宜の指標としたポイント数で配分）に基づきその全額を配分する。

9月末までの受付額      3, 281億円

既配分額                      3, 087億円（12月2日現在）

配付可能額                    ※194億円

※自治体で被害認定（罹災証明の発行事務）に時間を要していることなどを踏まえて、未確定被害分として留保していたものを12月中に配分する。

- ・義援金募集期間終了後（3月以降）被害状況を確定し精算する。残余があった場合には追加配分する。

## 【10月以降受付分】

- ・10月以降受付分は、第2次配分の配分ルールに基づく被害指標に基づく配分を行って、精算は行わない（渡しきり）こととし、各都道県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、各自治体においては、震災孤児・遺児等の被災者支援基金に積み立て配付するなど、効果的に活用されることを期待する。

平成23年6月6日

## 第2次配分に当たっての共通認識

### <義援金受付団体から被災自治体への義援金の配分(送金)に当たって>

- ・ 義援金受付団体に集められた義援金については、被災の程度に応じて被災自治体へ送金することとする。
- ・ 具体的には、死亡・行方不明者、全・半壊戸数、原発避難関係世帯数を被害の程度の便宜の指標とし、その合計数で各自治体に按分する。なお、これは便宜の指標であり、被災者への配分額には直結しない。
- ・ 今般留保した義援金、今後集まった義援金についても、特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体へ送金することとする。

### <自治体から被災者への義援金の配分に当たって>

- ・ 被災者への配分は、地域の実情を踏まえ、各自治体の配分決定委員会において検討し、決定する。  
例えば、義援金受付団体から送金された義援金の相当部分について、死亡・行方不明者、全・半壊被害及び原発避難関係世帯数に対し明確な基準で配分するなど、被災者への迅速な配分が可能となる方法についても検討されることが望ましい。また、これ以外の部分については、公平を旨としてきめ細かい検討が望ましい。
- ・ 自治体においては、他自治体からの職員の応援の活用や、雇用創出基金を利用して義援金配布事務に従事する被災者を雇用するなどの方法により、被災者への迅速な義援金の配分に努める。
- ・ 義援金を事業活動等に配分しない。
- ・ 義援金を自治体の一般行政経費の歳入不足の補填の類に充てない。
- ・ 各自治体における監査と併せて、配分基準や配分実績等についての速やかな公表(インターネット等)を行う。

## 福島県からの要請について

### 1 福島県の現状について

3月11日の東北地方太平洋沖地震および津波、さらには東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発による広範囲にわたる放射性物質の飛散により双葉郡8町村をはじめとして福島第一原子力発電所から30km圏内を中心に広範囲に影響を及ぼしています。

この結果、現在でも県内に約3万5千人、県外に約6万人にも及ぶ避難者が応急仮設住宅や民間借り上げ住宅に住まざるを得ない状況になっております。

### 2 南相馬市の状況について

南相馬市については、福島第一原子力発電所の水素爆発等に伴い、市の大部分の区域が避難指示区域（福島第一原子力発電所から半径20km圏内。4月22日には警戒区域として設定。）、屋内退避区域（福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内。4月22日に計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定に伴い、区域指定が解除。）に指定されたため、3月16日にこの区域指定以外の区域に関しても南相馬市が独自の判断に基づき住民に対し一時避難を要請し、一時避難を支援した経過があります。

### 3 南相馬市からの要望に関する福島県としての対応について

南相馬市から義援金配分に関し下記の要望があったところです。

- 1 東日本大震災義援金第一次配分における対象区域を、中間指針（注：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力災害の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会発表）を指す。）にあわせた区域とすること。

なお、これにより追加配分を受けた義援金については、市単独予算により南相馬市が区域指定以外の区域に関しても配付した経緯から、それに対する財源充当を可能とするようお願いしたい。

- 2 東日本大震災義援金第二次配分による対象区域を、市内全域に捉えた配分ポイントに入れること。

- 3 今後の配分にあたっては、市内全域を対象とした配分とすること。

福島県としては、福島第一原子力発電所の水素爆発等により一時的にせよ、南相馬市が独自の判断に基づき住民に一時避難を要請せざるを得なかったとの認識に基づき、南相馬市の要望に沿った見解が示されるようお願いしたい。



平成 23 年 12 月 8 日

## 日本政府を通じた東日本大震災義援金

被災者の方々に対する各方面からの支援の機会を拡大する目的で、平成 23 年 4 月 5 日に初めて内閣府に東日本大震災義援金受付窓口を設置

(平成 23 年 4 月 5 日内閣官房長官記者発表)

### ○受付期間

平成 23 年 4 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日まで  
※各方面からの要望により、6ヶ月間受付期間を延長

### ○受付手続き

三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行及びゆうちょ銀行の4行に口座（東日本大震災義援金政府窓口）を設置、振込んでいただいている。（振込み手数料は、同一行内は免除、税制上の優遇措置有り）

なお、海外からの義援金の受け付けについては、各在外公館において受付。

### ○受付状況（平成 23 年 11 月 30 日現在）

7, 071 件、 約 31 億 5, 100 万円

### ○配分方法

政府が保管する義援金は、中立公正な配分が求められており、「受け入れた保管金の配分基準が、配分基準決定機関により決定された場合には、地方公共団体の指定する払込みの方法により、当該地方公共団体に速やかに払い渡すものとする。」（財務省臨時特例省令第4条）の規定に従って地方公共団体へ配分することとなっている。

今回、義援金配分割合決定委員会の決定（平成 23 年 11 月 30 日）に基づき、第 2 回同委員会（6 月 6 日開催）において決定された被害状況に応じて按分する方法（第 2 次配分方法）により被災都道府県へ配分、送金することとした。

### ○配分・送金額

各被災都道府県と被害数等の確認を済ませ、約 29 億 5, 600 万円の送金手続きを完了（平成 23 年 12 月 8 日）。

# 參考資料

## 震災孤児・遺児に対する基金の設置状況

### 【地方公共団体(県レベル)】

	名 称	対 象	期 間	給付の内容
岩手県	いわたの学びの希望基金  (連絡先)岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当 019-629-6108	東日本大震災により親を失った、未就学児から大学生等	大学卒業まで	【給付】 ・未就学児 月額1万円 ・小中学生 月額1万円 ・高校生 月額3万円 ・大学、専門学校生等 月額5万円  【一時金】 ・小学校卒業時 5万円 ・中学校卒業時 10万円 ・高校卒業時 30万円
宮城県	東日本大震災みやぎこども育英基金  (連絡先)宮城県保健福祉部子育て支援課 022-211-2528	東日本大震災により親を失った子どもたち等(寄せられた寄附金の規模によって、対象を決定予定)	原則22歳まで	【給付】 ・未就学児 月額1万円 ・小中学生 月額1万円 ・高校生 月額2万円 ・大学生等 月額3万円  【一時金】 ・就学前 10万円 ・小学校卒業時 15万円 ・中学校卒業時 20万円 ・高校卒業時 60万円
福島県	東日本ふくしまこども寄附金  (福島県)福島県保健福祉部児童家庭課 024-521-7174	東日本大震災による震災孤児等への支援(現在、指定寄付金として寄附金を募っており、今後条例を制定し基金を設置予定。(時期は未定))	—	—

23生福第2635号  
平成23年10月7日

義援金配分割合決定委員会委員長 様

福島県知事

義援金配分対象世帯について（依頼）

東日本大震災義援金の配分につきましては、原発避難関係として、第1次配分では、原発避難指示・屋内待避指示圏域及び計画的避難区域の世帯を配分対象とし、第2次配分では、警戒区域（20 km圏内）、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点の世帯数を配分の指標としているところです。

今般、福島県南相馬市長から別紙の要望書の提出がありましたが、要望理由として、原子力損害賠償紛争審査会が8月5日に発表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力災害の判定等に関する中間指針」において補償対象となった区域を義援金の配分対象とするようにとの内容ですが、現に、南相馬市の30 km圏外に居住していた10,540人のうち、10月3日現在、南相馬市外に避難している人数は、1,803人（17.1%）となっている状況も踏まえると、中間指針で補償の対象となった南相馬市の30 km圏外の区域を配分対象とすることが必要であると考えます。

また、南相馬市、田村市、広野町、楢葉町、川内村の緊急時避難区域が9月30日をもって解除されましたが、今後、除染やインフラの整備などのため、引き続き相当の期間、多くの方々が避難を余儀なくされる状況下にあります。

つきましては、下記事項に関して特段のご配慮をいただきますよう、要望いたします。

記

- 1 南相馬市の下記要望について、実現されたいこと。
  - (1) 義援金第1次配分における対象区域を中間指針にあわせ市内全域とし、追加配分すること。
  - (2) 義援金第2次配分における対象区域を市内全域とし、市内全域の世帯数を配分ポイントとし追加配分すること。
  - (3) 今後の配分にあたっては、市内全域を対象とし配分すること。
- 2 緊急時避難準備区域については、9月30日に指定が解除されたが、なお、多くの方が区域外に避難しており、インフラの整備も必要なことから、南相馬市、田村市、広野町、楢葉町、川内村の当該区域内にあった世帯については引き続き義援金の配分対象とすること。

平成23年11月30日

内閣府 御中

義援金配分割合決定委員会

政府（内閣府）に寄せられた義援金の配分について

貴府に寄せられた義援金の被災都道府県への配分について、日本赤十字社等に寄せられた義援金の配分基準等を決定する「義援金配分割合決定委員会」でのこれまでの決定内容に準じて配分することに異存はない。

なお、義援金の配分に当たっては、被災都道府県と連絡調整いただきますようお願いいたします。

## 義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金について

制度名	制度の趣旨・性格	配付の仕組み（配付主体等）	金額（支給額等）
義援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定義はない。</li> <li>・ 被災者に配付されるものであり、被災者の生活支援の要素が強い。</li> <li>・ その財源は、国内外の皆様から寄せられた善意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体：市町村</li> <li>○支給対象者：被災者</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（平成23年12月2日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金受付額 3,397億円</li> <li>○配付額 2,629億円</li> </ul>
災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害により、お亡くなりになられた方の御遺族に対し弔意の観点から支給するもの。</li> <li>・ 昭和48年に創設（議員立法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体：市町村</li> <li>○支給対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>①配偶者、子、父母、孫、祖父母</li> <li>②上記のいずれも存しない場合、兄弟姉妹</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生計維持者が死亡した場合 500万円</li> <li>②その他の者が死亡した場合 250万円</li> </ul>
被災者生活再建支援金 ※内閣府所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給するもの。</li> <li>・ 平成10年に創設（議員立法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体：被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）</li> <li>○支給対象者：被災者（世帯）</li> <li>○申請窓口：市町村。</li> <li>○財源：都道府県拠出の基金（支援金の1/2に相当する額を国が補助）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金） 最大100万円</li> <li>②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） 最大200万円</li> </ul>